



平成 28 年 2 月 4 日

各 位

会 社 名 ビーピー・カストロール株式会社
代表者の役職名 代表取締役社長 小石 孝之
(コード番号 5015 東証第一部)
問い合わせ先 取締役財務経理部長 渡辺 克己
T E L 03-5719-7750

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」についての議案を平成 28 年 3 月 25 日開催予定の当社第 39 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、本日付の「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、平成 28 年 3 月 25 日開催予定の当社第 39 回定時株主総会において承認されることを条件に、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るという観点から監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役会及び監査役に係る規定の削除、取締役会及び取締役に係る規定の整備等、所定の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 定款変更のための株主総会開催日及び定款変更の効力発生日（予定）

平成 28 年 3 月 25 日（金曜日）

以上

(別紙)

(下線は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号) 第1条～第3条 <条文省略></p> <p>(機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、 次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条～第12条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招 集) 第13条～第18条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数) 第19条 当社の取締役は<u>12名以内</u>とする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号) 第1条～第3条 <現行どおり></p> <p>(機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、 次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> <削除> (3) 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条～第12条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招 集) 第13条～第18条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数) 第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である者を除く。)</u>は<u>8名以内</u>とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会</u>において選任する。</p> <p style="text-align: center;"><現行どおり></p> <p style="text-align: center;"><現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(任 期)</p> <p>第21条 <u>監査等委員でない</u>取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>2 <u>監査等委員である</u>取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である</u>取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない</u>取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない</u>取締役の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 <現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 <現行どおり></p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第28条 <現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>(員 数)</p> <p>第29条 <u>当社の監査役は5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 <u>監査役は、株主総会においてこれを選任する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">3 <u>当社は、会社法第329条第2項の規定により法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">4 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない場合に限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 <現行どおり></p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">(監査等委員会の権限)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p><u>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p><u>第32条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p><削除></p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p><u>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p><u>第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開くことができる。</u></p> <p><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>第6章 計 算 (事業年度)</p> <p>第37条～第40条 <条文省略></p> <p><新設></p>	<p><削除></p> <p>第6章 計 算 (事業年度)</p> <p>第34条～第37条 <現行どおり></p> <p>附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第39回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生じる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>